

御意見・御質問

坂元委員	頁
<p>■2022（令和4年度）実施方針について</p> <p>8 頁目の同和問題（部落差別）の取組で、2022 年がここ京都岡崎の地で「全国水平社創立宣言」から 100 年経っても、いまだに偏見や差別意識がなくなるという現状に言及したらどうかと考える。なお、○同和問題の 2 行目に「差別意識や偏見」との記述があるが、偏見があって差別意識が生まれることを考えると「偏見や差別意識」の順序がいいように思われる。「偏見・差別」の順序で記述するのが論理的だと考える。</p>	8
<p>同じく 8 頁目の○子どもの最後の・のヤングケアラーへの言及であるが、認知度向上の前に、実態として京都府でヤングケアラーの立場にある人がどれほどいるのか、実態把握もお願いしたい。</p>	8
<p>10 頁のハンセン病問題の記述だが、家族訴訟判決を受けて、名誉回復すべき対象はハンセン病回復者のみならず、ハンセン病元患者の家族にも及ぶようになったので、「ハンセン病問題基本法や 2019（令和元）年の熊本地裁のハンセン病家族訴訟の判決に基づき、ハンセン病元患者やその家族に対する偏見や差別を一刻も早く解消するための啓発を推進」に修正したらどうか？</p>	10
<p>■2022（令和4年度）実施計画（個別事業）について</p> <p>商工労働観光部の 63 頁にある「企業の代表者…に対し、あらゆる差別問題への理解を深め」のところであるが、毎年、判で押したように「あらゆる差別問題」でいいのかどうか、今、すぐ修正しろとはいわないが、国内や海外の動きを踏まえた現在性をもった記述に改める必要がないか検討して欲しい。現在、各企業が関心を寄せている「ビジネスと人権」や人権 DD などの関心事項を特だしするのも、一つの方法かと思われる。</p> <p>ちなみに、人権 DD とは、下記のようなものである。</p> <p>「企業は、人権デュー・ディリジェンス (DD) によって、自社や取引先を含めて、どのような場所や分野で、どのような人権に関わるリスクが発生するかを特定し、それに対処することが求められる。つまり、人権への悪影響を特定し、そうした悪影響を予防し、軽減し、それに対する対応の実効性を調査し、自社のとった行動を外部に説明することが求められる。この人権 DD は、サプライチェーン全体を対象とする。」</p>	26 (63)

阿久澤委員	頁
<p>■人権教育・啓発事業実施計画（部局別概要）</p> <p>総務部の取組み「拉致問題」に関しては、単に「国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する」と書くだけでなく、「実施にあたって、在日コリアンに対する差別事象、ヘイトスピーチが起きないように十分に配慮する」（表現はお任せします）を明記したほうが良いかと思えます。</p> <p>なお、4月以降のハラスメント研修の義務化の話をうまく見つけることができませんでしたが、入っているでしょうか。中小企業や事業所については、行政からプログラムの提供や、何らかの支援は行われないのでしょうか。（もちろん、すべての職場で実施されねばならないことなので、中小企業だけではないかと思えます）</p> <p>■その他</p> <p>事業名等が、一般的に示されているだけなので、これを見て、具体的に「こうしてほしい」というような意見を出すのは難しいのでは。具体的な内容まではわからないからです。意見がないと、そのまま委員も確認・承認した、という形式的結果だけを得ることになってしまいます。むしろ今後は（たとえばあらたな事業などを始める場合は特に）「こういう啓発や研修のありようがある」というようなアイデアを委員さんから出していただくのも良いのではないかとも思いました。例えば、「部落問題の研修で、こういうアイデアがある」「ワークショップ型研修のグッドプラクティスを知っている」など、いろいろ皆様情報をお持ちかと思えます。</p>	8

康委員	頁
<p>■2022（令和4年度）実施方針について</p>	
<p>○p.1 真ん中あたり第2の1行目「昨年」→「前年」</p>	1
<p>○p.1 下から11行目に「復興を利用することにより」とありますが、なぜここに「復興」という言葉が出てくるのか、意味が分かりません。何か他の言葉の間違いではないでしょうか？</p>	
<p>○p.4 下から15行目に「男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が」とありますが、</p>	4
<ul style="list-style-type: none"> ・まず、「男性も女性も」と対を立ててしまうことは性的少数者を無視することになるのではと懸念します。「性別にかかわらず」などとする方がよいと思います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・また、「障害者」という言葉も、p.2, p.9等で使われているように「障害のある人」と言うべきだと思います。 	
<p>○p.5 上から4行目「「最近5年間に……」の」（括弧閉じる）が見当たりません。</p>	5
<p>○p.7 上から5行目～11行目の段落は、この段落全体が一つの長い文で、わかりにくいです。</p>	7
<p>（前年と変わっていない箇所ですのに、すみません。）「人権教育・啓発は、～A～という視点と～B～という視点が重要であり、……取り組む。」という構造かとお見受けしましたが、Aの中には「府民一人ひとり」の意識の問題と「社会的に弱い立場に置かれた当事者」の社会参加が並び入れられ、Bには「当事者」の権利の学びと権利実現の力とが入れられていて、頭の中でうまく整理ができませんでした。もう少し文章を整理していただきたいです。</p>	

木内委員	頁
<p>■2022（令和4年度）実施方針について</p> <p>5頁1段落目に、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が減少して」とあります。これは大変残念なことであります。その割合はどのくらいのもので、その原因は何だとお考えでしょうか？これまでの人権教育・啓発活動において、不十分だった点があったのでしょうか？</p> <p>■その他</p> <p>人権問題法律相談実施状況について、回答有り難うございます。相談件数が毎年増加しているのはよいことだと思います。相談者から「どこに相談したら良いか分から」なかったという声があったとのことです。引き続き、人権相談の認知度をあげて戴くようよろしくお願いいたします。</p> <p>成年年齢引き下げについて、回答有り難うございます。この問題に熱心に取り組んで戴いていることが分かりました。この問題は選挙権年齢の引き下げ同様、青年社会を大きく変えるものですので、継続的な取り組みを是非お願いしたいと思います。啓発動画、啓発資料の提供、消費生活相談員の出前講座を実施されているとのことですが、数量的なものはどのような感じでしょうか？実施した高校の数、割合、受講した高校生の数、割合とか教えて下さい。また、ご回答のとおり、ネット社会の今日においては、幅広い年齢層において、消費者問題を考える機会提供が重要だと思います。この点についても、ご回答内容の実施策の数量（回数）、割合（とりわけ若年層の割合）、受講者の感想など教えて下さい。</p> <p>LGBTQ+/性の多様性尊重の取組については理解促進にむけて研究が中心とのことでした。学校教育現場での取組状況はどのようなものでしょうか？制度面等での変化があるようでしたら教えて下さい。また、京都市、亀岡市、長岡京市等府下の自治体でのパートナーシップ条例制定も進んでいます。各自治体での取組促進に向けての府としてのサポートか何かございますでしょうか？</p> <p>職場におけるハラスメント防止に向けての研修、啓発も取り組んで戴いているとのことですが、啓発セミナーの実施は本年1月の1回だけということでしょうか？より多くのセミナー実施の予定はないのでしょうか？</p>	5

十倉委員	頁
<p>■2022（令和4年度）実施方針について</p> <p>11 頁○子ども</p> <p>「ヤングケアラー」に説明が必要では。15 頁下段に「※ゲートキーパー」のように</p>	8
<p>■2022（令和4年度）実施計画（個別事業）について</p> <p>51 頁「ヤングケアラー支援体制強化事業」の概要に「総合対策センター（仮称）」の体制整備とありますが、府独自の事業ですか。相談から支援につなげるコーディネーター設置とありますが、どこかと連携するのですか。具体的な説明を。</p>	51
<p>52 頁「性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業」で質問。このセンターは新設ですか。「部局別概要」には「センターを設立し対応」とあります。行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携するといいますが、核となるのはどこですか。健康福祉部の所管になっていますが、犯罪被害者支援は府民環境部です。なぜでしょうか。詳しく説明をお願いします。</p>	52
<p>■その他</p> <p>犯罪被害者支援について質問します。</p> <p>実施方針や実施計画に掲げられていて、力を入れていることは理解しています。これまで全国に先駆けサポートチームを立ち上げています。ただ、犯罪被害者支援に特化した条例はありません。「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」の15～17条に規定されていますが、それで十分とお考えでしょうか。すでに特化条例は府内全市が設け、全国の都道府県で広がっています。何県が制定しているか最新情報を教えてください。担当の方はよくご存知ですが、大阪や神奈川ではここ数年で支援体制が整ってきています。京都は犯罪支援で先進的な取り組みをしましたが、いつの間にか遅れをとっているように見えます。府としても特化条例を検討されているのか聞かせてください。検討していても当面、制定の予定がないのなら、その理由を教えてください。</p>	
<p>※追記</p> <p>3月7日の府議会予算特別委で西脇知事が特化条例制定を進めることを明らかにされました。期待します。ただ、制定の時期や具体的内容は今後検討、と京都新聞にありました。これらの点について、どういう見通しを持っているのか教えてください。</p>	

外村委員	頁
<p>■2022（令和4年度）実施方針について</p> <p>社会状況を反映した文章の加筆がされていると思いました。</p> <p>特に 4P 下線部分は人権の視点に立って総合的な判断の上での各取り組みが求められると考えます。</p> <p>・ワクチン非接種者へのハラスメントに関して</p> <p>例えばですが、</p> <p>2021年11月11日～12月29日【京都府「きょうと魅力発見旅プロジェクト／京都府民限定」 【ゆこ徳】ワクチン接種で宿泊費半額、特典サービス付等の取り組みは、京都の旅を進め地域商店や宿泊施設への活性化や資金を得る支援となり、生活の保障をするという人権の保障となるが、一方では、サービスを受けられるのはワクチン接種者限定であり、非接種者はサービスが受けられないという差別が生じてくる。このように取り組み等を進める時、人権の視点で、総合的な判断が求められるのではないのでしょうか。</p> <p>・ヤングケアラーに関して</p> <p>認知度向上当事者への支援につながるための仕組みづくりをぜひ推進してほしい。</p> <p>・子ども</p>	4
<p>① 子どもの2行目：・・・暮らすための取り組みを推進←強化に（児童虐待が増加している ので、強化しなければならないのではないのでしょうか。）</p> <p>② 子どもの権利の保障を確かなものにするためにも子どもの声を尊重する「子どものアドボ カシー」の視点が必要ではないのでしょうか。</p> <p>健康福祉部が進められる「小中高校生対象のSOSの出し方教育の実施」を進める方向性から 考えても追記してはいかがでしょうか。2020年から子どもアドボカシーに関するモデル事業が 進んできています。</p>	8
<p>■2022（令和4年度）実施計画（部局別概要）について</p> <p>・健康福祉部・発達障害者支援体制整備事業</p> <p>発達障害者支援体制整備事業に精神科医・非常勤看護師格1名の増員専門医の育成を増員し、 早期発見・療養と診療体制の拡充となっていますがこの数名の補充で進められるのですか？現状 を踏まえてお聞きしたいです。</p>	22
<p>■2022（令和4年度）実施計画（個別事業）について</p> <p>・健康福祉部・自殺防止総合対策事業</p> <p>小中高校生対象のSOSの出し方教育の実施に関して、とても必要なことと考えますが、内容を 紹介してほしいです。</p>	53